東京都の周産期搬送システムにおける 母体及び新生児搬送の取扱について

(平成 28 年 4 月 1 日適用)

〈平成27年度周産期搬送体制検証部会における検討事項〉

【母体救命搬送システム】

産褥期は、入院している場合のみ対象だったが、退院後の自宅での大量出血や外来受診からの搬送に対応するため、母体救命搬送システム対象症例表の「産褥入院期間中」の表現を変更

(変更前)対象は、妊娠初期から<u>産褥入院期間中</u>までの患者

(変更後) 対象は、妊娠初期から産褥期までの患者

【周産期搬送コーディネーター】

(母 体)

産後7日以降であっても、産科選定が必要な場合は、コーディネーターの選定対象とする。 産後1ヶ月までを目安とし、入院期間中であるか否かは問わない。

(新生児)

出生後7日未満までの児について、コーディネーターの選定対象とする。 入院期間中であるか否かは問わない。

* 統計上、「周産期」とは、妊娠満22週から生後満7日未満までの期間を指すが、周産期医療の対象は この期間に限らない。